

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 21 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 17 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和60年3月からA事業所で勤務していたが、上司の了解を得て退職日を平成3年3月31日とした退職願を提出し受理され、同年3月中旬まで働いた後は、月末まで有給休暇を取った後、退職した。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が平成3年3月31日とされ、同年3月の加入記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所から提出された「健康保険厚生年金資格取得・喪失基本台帳」により、申立人と同様、退職日を平成3年3月30日、厚生年金保険の資格喪失日を同年3月31日とされている者が申立人を含め13人いることが確認できるところ、いずれも職種により違いはあるが申立人と同じ職種の関係従事者であり、抽出した3人の雇用保険の離職日は、申立人と同じ同年3月30日とされている。

しかしながら、申立人と同様、平成3年3月31日が資格喪失日とされている12人の同僚のうち6人は、同年4月1日に他の事業所において、厚生年金保険の被保険者となっており、このうちの1人は、申立ての事業所から申立ての事業所と関連のあるB事業所に派遣されており、B事業所の事務担当者は、「申立人は、平成3年4月1日付けで当事業所に勤務し、同日に厚生年金保険

に加入しており、同年3月については、A事業所において厚生年金保険に加入させているのが本来の取扱いだと思う。」と供述している上、申立人が平成3年3月31日付けの「退職願」を提出したとする上司は「有給休暇を使い退職日を3月31日として提出しているのであれば、3月31日まで勤務したものと取り扱うものであり、私は、そのつもりで退職願を受け取っている。」と供述していることなどから判断すると、申立人は申立期間において申立ての事業所に勤務していたものと認められる。

さらに、申立人と同様、平成3年3月31日が資格喪失日とされ、同年4月1日に他の事業所で厚生年金保険の被保険者となっている6人のうちの別の1人から提出された「平成3年分の給与所得の源泉徴収票」に記載されている申立ての事業所における社会保険料の控除額を検証したところ、当該控除額は4か月分の額にはほぼ一致しており、申立ての事業所は翌月控除であったことから、平成2年12月から3年3月までの4か月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年2月の記録から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を平成3年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成2年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年3月26日から同年4月16日まで

私は、平成2年3月26日にA社に入社し、B社C工場で働いていた。

A社での厚生年金保険の資格取得日が平成2年4月16日とされているが、申立期間に係る給与明細書を提出するので、資格取得日を入社した同年3月26日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された人事関係書類及び給与明細書により、申立人が申立期間において申立ての事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書における厚生年金保険料の控除額から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年4月1日から同年6月1日までの標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月13日から20年6月1日まで

私は、昭和19年11月13日に学徒動員によりA社(現在は、B社)に入社して以来、平成3年3月31日に定年退職するまで継続して同社に勤務した。

しかし、申立期間が厚生年金保険の加入記録から漏れており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した証明書により、申立人は昭和19年11月13日に申立ての事業所に入社し、B社への承継を経て平成3年3月31日まで継続して勤務していることが確認できる。

また、申立人がC国民学校に在学中の昭和19年11月13日に勤労学徒動員により申立事業所に入社し、同校を20年3月26日に卒業していることが、D市立E小学校が発行した「在学証明書」により確認できる上、B社が発行した証明書により、同年4月1日付けで「F支店」に配属されたことが確認できることから、申立人は同校の卒業に伴い、同日付けで勤労働員学徒から申立ての事業所の社員に身分が変わったものと推認できる。

さらに、社会保険事務所は、D市の事業所に係る申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で現存するもののほとんどは、戦災により焼失したか、昭和20年9月の台風による水害により滅失・毀損したため、21年から34年ごろにかけて事業所照会等に基づいて復元したものであるとしている。

加えて、申立人の、申立期間直後の被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出簿を見ると、番号がナンバリングにより付与されていることから、復元されたものであることがうかがえる。

このほか、申立人の台帳記号番号が掲載されている前後のページを見ると、全員が資格取得日は昭和20年6月1日とされているが、オンライン記録では、そのうち1人については、19年11月13日、別の1人については19年3月1日となっていることが確認できる。これらのことから、当該名簿を完全なものであると判断することはできず、事業主が、申立人の資格取得日を20年6月1日として社会保険事務所に届出を行ったとは考え難い。

以上の事実を前提にすると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出誤り、保険者による被保険者名簿への記入誤り、被保険者名簿の焼失に伴う復元過程での記入誤り等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上を経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、原因を特定することは不可能を強いるものであり、関係者にこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

これらを踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間において継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合的に考慮すると、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認めるのが妥当であると判断する。

また、昭和20年4月1日から同年6月1日までの標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）に規定されている。

また、B社には、勤労働員学徒の厚生年金保険の適用についての資料等が残っておらず、ほかに、申立期間のうち、昭和19年11月13日から20年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺

事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和21年10月28日）及び資格取得日（昭和23年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を300円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月28日から23年2月1日まで

私は、終戦後からA社B事業所（現在は、C社）に入社し、昭和47年8月31日まで継続して勤務したが、申立事業所における勤務期間のうち、21年10月28日から23年2月1日までの厚生年金保険被保険者としての記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、i) C社の十五年史により、申立人が昭和21年3月1日に申立事業所に入社していることが確認できること、ii) 申立人がC社から交付された41年5月9日付けの勤続20年に対する表彰状を所持していること、iii) 失業保険法が施行された22年11月1日から申立人の同社に係る雇用保険の加入記録があることから、申立人は、申立期間に申立事業所において継続して勤務していることが確認できる。

また、昭和23年2月1日から申立事業所に係る被保険者記録のある同僚は、「自分が申立事業所で昭和23年2月に勤務し始めたときには、申立人は既に入社していた。」と回答している。

さらに、C社は、「申立人が昭和21年3月に入社し、47年8月31日まで勤務が継続している中で、空白期間が生じることは考えにくく、申立期間も社員であったと推察できる。また、当社は、すべての従業員に対し、厚生年金保険

の加入手続をし、給与から保険料を控除しており、納付期限内に保険料を社会保険事務所（当時）に納付してきていることから、申立人についても保険料を控除している。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における昭和 21 年 9 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、300 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおり納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 21 年 10 月から 23 年 1 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人のA社における厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）被保険者資格取得日は昭和18年8月1日、資格喪失日は20年7月25日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和18年8月から19年1月までは70円、同年2月から20年6月までは100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和18年8月1日から20年8月まで

私の父親は、当初はB県で働いていたが、その後、C社（社会保険事務所（当時）における登録名はD社）E事業所に派遣され、勤務地で戦火により火傷を負い帰国することになった。

当時は混乱の時期で関連資料を保管できなかったが、労働者として働いた根拠になるB県F会の会員章があるので、年金の記録について調査をお願いしたい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にC社E事業所で勤務していたと申し立てているが、同社における健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、同社に照会しても、申立人の在籍事実は確認できない旨の回答があった。

しかしながら、申立人の子からB県F会発行の申立人に係る会員章が提出されているところ、F会会員章は、戦前、在日本のG出身者に所持が義務付けられたもので、本籍地、日本国内の住所、職業などが記載され、本人確認の手段になっていたものであり、申立人の会員章には、就職の年月日欄に「昭和18年●月」（●は判読不能）、就労場所として「H市A社」と記載があることから、

申立人は、昭和 18 年当時、主張のとおり B 県下で働いていたが、その事業所は、H 市の A 社であったことが確認できる。

また、A 社に係る被保険者名簿において、被保険者資格取得日の一番古い日付けが昭和 17 年 2 月 5 日と確認でき、20 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、当該事業所は申立期間において適用事業所であったことが確認できる。

さらに、当該被保険者名簿において、申立人の氏名と同姓同名で、生年月日が同一の被保険者記録（資格取得日は昭和 18 年 8 月 1 日、資格喪失日は 20 年 7 月 25 日）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人のものであると推認でき、当該事業所の事業主は、申立人が昭和 18 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20 年 7 月 25 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る被保険者名簿の記録から、昭和 18 年 8 月から 19 年 1 月までは 70 円、同年 2 月から 20 年 6 月までは 100 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における船員保険被保険者資格の取得日は昭和22年9月1日、喪失日は24年2月24日であると認められることから、申立人の申立事業所に係る被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和23年7月16日）及び資格取得日（昭和24年1月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額は、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和23年7月16日から24年1月1日まで
② 昭和37年5月26日から同年11月1日まで

申立期間①について、私は、昭和22年9月にA社のB丸に乗船し、途中で勤務地は変わったが、24年2月24日まで継続して甲板員として乗船していた。しかし、オンライン記録では、23年7月16日から24年1月1日までの記録が無く、納得できない。

申立期間②について、私は、昭和35年8月10日から41年10月15日まで継続してC社に勤務していたが、37年5月26日から同年11月1日までの記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る船員保険被保険者台帳により、被保険者期間が昭和22年9月1日から24年2月24日までのものと、資格取得年月日が不明（未記入）で23年7月16日までのものと、一部の期間が重複している二つの記録が確認できる。

また、これらの二つの被保険者期間に対し、船員保険被保険者名簿では昭和22年9月1日から23年7月16日までの記録しか確認できず、24年2月24日付けの被保険者資格の喪失記録が記載された被保険者名簿は確認できないところ、A社からの届出が無いにもかかわらず、社会保険庁（当時）が被保険者台帳に資格喪失年月日を24年2月24日と記録するとは考え難く、

申立人の退職に伴い、同年2月24日付けで資格喪失届が提出されていると考えるのが自然である。

さらに、被保険者名簿には、昭和23年6月1日付けの標準報酬月額の改定の左欄に同年7月16日付け被保険者資格の資格喪失日が記載されているのに対し、被保険者台帳には、同年6月1日付けの標準報酬の改定記録の下段に24年2月24日付けの資格喪失日とされており、申立人は、23年6月1日から24年2月24日まで勤務が継続していたものとするのが自然である。

加えて、オンライン記録を見ると、被保険者期間は、昭和22年9月1日から23年7月16日までの期間及び24年1月1日から同年2月24日までの期間となっており、被保険者台帳に記載されている記録と相違していることから、申立事業所における記録の管理が適正に行われていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第53条の規定に準じ、1万2,000円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間②については、C社が保管する申立人に係る労働者名簿において、申立人は昭和37年5月25日付けで希望退職したことが記載されており、オンライン記録と一致していることから、同年5月26日付けの資格喪失届の提出があったものと推認できる。

また、申立期間②にC社に勤務していた同僚に照会した結果、6人から回答があったところ、「申立人がC社において途中で退職したことがあったか。」の問いに対し、2人は、「一度退職したかもしれない。」「年月日は覚えていないが、一度退職した。」と回答しており、他の4人は、「覚えていない。」と回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態について、確認することができない。

なお、申立人は、「昭和35年8月10日から41年9月30日まで当社に在職していたことを証明致します。」と記載された昭和55年3月28日付けの証明書を証拠資料として提出しているが、C社の現在の事業主は、「昭和55年であれば、D専務が記載したものだと思うが、同氏は亡くなっており、詳細は不明である。」と回答しており、当該証明書に係る周辺事情は確認できない。

このほか、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和48年5月30日から49年1月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を49年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月30日から49年3月2日まで
② 昭和49年3月31日から同年5月25日まで

私は、B店が営業を開始した昭和48年4月から、同店の5階にあるC事業所(A社及びD社)で合わせて1年ぐらい勤務していたが、厚生年金保険の加入記録がA社での1か月とD社での1か月の計2か月しか無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、オンライン記録により、A社において昭和48年4月6日から同年5月30日まで、D社において49年3月2日から同年3月31日まで、厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、雇用保険被保険者記録を見ると、事業所名は不明となっているものの、申立人は、昭和48年4月6日に資格取得し、49年5月25日に離職するまで継続して被保険者資格があり、これは申立人がC事業所に勤務していたと主張する期間(A社及びD社に係る厚生年金保険被保険者期間を含む。)とほぼ一致していることから、当該記録は、A社及びD社における雇用保険被保険者記録であることが推認できる。

さらに、A社は、昭和46年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となった後、49年1月1日に適用事業所でなくなっており、A社と同じ事業主であるD社が49年3月2日に適用事業所となっているところ、A社及び

D社の両社に厚生年金保険の被保険者記録がある同僚に照会を行った結果、5人から回答があり、このうち4人が「申立人を知っている。」とし、そのうちの1人が「申立人の勤務期間は申立期間のとおり。」と回答していること、及び回答した5人は申立期間①から同②まで継続して勤務していたとしており、A社からD社の転籍時期について回答があった2人は「昭和49年3月ごろだった。」としていることから、申立人は、申立期間①においてはA社で、申立期間②においてはD社で勤務していたことが推認できる。

加えて、同僚照会で回答のあった5人は、勤務期間と厚生年金保険の加入期間について「加入していない期間がある。」としており、この厚生年金保険に加入していない期間の給与からの厚生年金保険料の控除については、2人が「控除されていたはず。」とし、ほかの3人は「分からない。」としている。

また、A社の経理担当であった同僚（同人のA社における勤務が確認できるのは、厚生年金保険の被保険者記録がある昭和46年6月1日から49年1月1日まで）に照会したところ、同人は、「A社で厚生年金保険に加入していた者が被保険者資格喪失後も、給与から厚生年金保険料を控除していたが、社長が社会保険事務所（当時）に払わなかった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和48年5月から同年12月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年4月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているものの、当時の経理担当者は、給与から控除した保険料を、事業主が社会保険事務所には納付していなかったことを認めていることから、事業主は、昭和48年5月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る48年5月から同年12月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和49年1月1日から同年3月2日までの期間及び申立期間②については、前述のとおり、申立人が勤務していたことは推認できるものの、A社及びD社のいずれもが厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、当該期間についての保険料の控除については、A社の経理担当者は、自身の勤務期間を覚えておらず、また、昭和49年3月においてD社とは別の

事業所で勤務していることから、確認することができない。

さらに、同僚照会の回答者のうち、2人は、「申立期間において、厚生年金保険に加入していない期間があり、その間も給与から保険料は控除されていた。」としているが、保険料が控除されていたことを確認できる資料は所持していない。

このほか、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年2月から51年1月まで

私は、昭和51年2月ごろに、母から国民年金への加入を勧められ、市役所で加入手続を行い、現在持っている年金手帳を受け取った。

その後、時期は覚えていないが、母から「今なら2年間はさかのぼって納付できるから、すぐ手続をするように。」と言われ、夫と市役所に行ったところ、職員から現在は第3回特例納付期間であり、保険料は市役所の窓口で納付できると説明されたので、私が市の出先機関で、申立期間の2年分の保険料として3万円ぐらいを現金で納付し、領収書を受け取った。

しかし、申立期間の納付記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和51年2月24日に国民年金の任意加入者として資格取得していることが、申立人が所持する年金手帳、申立人に係る国民年金被保険者台帳、市の国民年金のマスターデータ及びオンライン記録により確認できる上、市が保管する「国民年金適用関係届」により、申立人の夫が申立人の任意加入の届出を同日に行ったことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできず、特例納付によっても未加入期間の保険料は納付できない。

また、申立期間及び資格取得時において、申立人の姓及び住所に変更は無く、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、特例納付による保険料は、市役所の窓口で納付することはできず、第3回特例納付期間における保険料は月額4,000円であり、申立期間に係る2年分の保険料額は9万6,000円となることから、申立人が記憶する納付方

法及び金額とは相違している。

このほかに、申立人が申立期間に国民年金に加入し、申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚前の昭和 45 年 6 月に国民年金に加入して以来、60 歳になるまで継続して国民年金保険料を納付していたのに、58 年 10 月 8 日に資格喪失とされているが、資格喪失の申出をした記憶は無く、申立期間が未加入期間となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の資格喪失日については、申立人が所持する国民年金手帳では昭和 58 年 10 月 17 日、A 町の国民年金被保険者名簿では同年 10 月 18 日、オンライン記録では同年 10 月 8 日とされており、それぞれの日付に齟齬^{そご}はあるものの、いずれの記録でも同年 10 月に資格喪失していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、A 町の被保険者名簿には、申立人が昭和 45 年 6 月 25 日に国民年金に任意加入した後、46 年 4 月の婚姻による姓の変更も記録されている上、申立人の結婚後の姓に変更は無く、申立期間前後も同じ町内に居住していることから、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び申立人の夫に聴取しても、国民年金の被保険者資格の取得・喪失及び被保険者種別の変更手続に係る記憶はあいまいである上、申立人は、申立人及び申立人の夫の国民年金保険料は義母が納付していたとしているところ、A 町の被保険者名簿には申立人の昭和 58 年 10 月の資格喪失の事由は「申出」と記載されており、当該資

格喪失の時期は、申立人の夫が町内の事業所からB市の事業所に転職し、単身赴任を始めた時期と一致しているなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 997

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和46年6月から同年10月まで

私は、昭和46年5月31日に前職を退職した後、国民年金保険料の納付書が届いたことをはっきりと記憶しており、申立期間の国民年金の納付記録が無いのは納付できない。

郵便局で納付したので、調査の上、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、前職を退職してすぐに郵送されてきた納付書で国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかしながら、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の同記号番号が払い出された形跡は確認できない上、申立期間に居住していたとするA市には申立人に係る国民年金被保険者名簿が見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は保険料を郵便局で納付したとしているが、A市では、昭和49年7月までは現年度保険料の納付方法は印紙検認方式であり、金融機関で保険料を納付することはできず、納付方法に関する申立人の説明は当時の取扱いの実情と符合しない。

さらに、申立人が申立期間についての国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和56年7月から59年1月まで

私は、申立期間当時に勤めていた事業所が社会保険に加入していなかったことから、A町役場（現在は、B市役所A支所）に行き、自分で国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料は、妻と一緒に納付していた。

申立期間の保険料については、同町役場から地区の納付組織の各組合長あてに該当者の納付書が一括して送られ、各組合長が各戸に納付書を配布した上で現金で集金し、役場に納付していた。

しかし、私の申立期間に係る保険料の納付記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が居住する地区の納付組織を通じて、申立人の妻と一緒に納付していたとしているところ、申立期間に係る妻の保険料は納付済みであることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録、B市役所が保管している国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している年金手帳のいずれにおいても、申立人は、昭和55年8月24日に初めて国民年金に加入し、56年2月10日にいったん資格を喪失した後、59年2月1日に再度資格を取得した記録が確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料の納付書は発行されないため、保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したとする地区の納付組織は、存在が確認できたものの、当時の組合長は1年又は2年ごとに任命されていたため、申立期間における組合長を特定することはできず、申立人が居住している地区の組合長に任命されたことがある者は、「組合長であっても世帯全員の国民年金の加入の有無までは把握しておらず、国民年金保険料の納付書が発行されて

いた組合員が、納付書と保険料を組合長の元に持参して来なければ、催促をするという感じだった。なお、当組合では、申立期間における国民年金保険料の納付状況を確認できるような管理簿は作成していない。」としており、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

さらに、戸籍の附票により、申立人は昭和55年12月から現在まで住所を変更していないことが確認できることから、申立期間に国民年金に加入し保険料を納付しながら、59年2月1日に再度、同じ町で被保険者資格を取得することは考え難いほか、氏名検索によっても、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間についての国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1598（事案 96 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月から 35 年 4 月まで

前回、A社での厚生年金保険の加入記録が無いことについて申立てをしたが、認められなかった。

この度、会社が社会保険事務所（当時）に提出したが返却されたとする厚生年金保険被保険者資格取得届（写）を入手したが、これは社会保険事務所と会社が誤った処理をしたため、年金記録が消えた証拠と考えられるので、再度、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立ての事業所では、申立人に係る 3 枚一式の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の原本を保管しており、当該取得届には昭和 35 年 2 月 8 日付けの社会保険事務所の受付印が押されているものの、当該原本を事業主が保管していることから、申立人に係る資格取得届が一度は社会保険事務所に提出・受付されたものの、何らかの理由で事業主に戻された後、改めて提出されることはなかったものと推認されること、ii) 申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において 31 年 11 月から 35 年 8 月までの厚生年金保険資格取得者の記録に欠番は無く、申立人の名前も無いこと、iii) 申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立ての事業所から入手したとする申立人に係る 3 枚一式の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（写）を提出しているが、当該資料については前回申立ての際に当委員会が検証を行ったところであり、本来、社会保険事務所が適正に受け付けたときには、必ず記載される厚生年金保険被保険者の番号欄及び健康保険被保険者証の番号欄

が未記入のままとなっていることから、その記載を求められ返却されたものと考えられる。

また、申立ての事業所から提出された申立期間当時の複数の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（事業所控）を確認したところ、いずれも厚生年金保険被保険者番号及び健康保険被保険者証の番号が記載されており、これらの届書に記載されている健康保険被保険者証の整理番号に欠番は無く、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号と一致している。

さらに、申立ての事業所で厚生年金保険の加入記録がある8人のうち5人から文書照会に対する回答が得られ、これにより申立人が申立ての事業所に勤務していたことは確認できるが、申立人の申立期間における勤務実態や給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られない上、申立ての事業所では、申立期間における賃金台帳等の保険料控除が確認できる関連資料は無いとしている。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 26 日から 40 年 8 月 3 日まで

私は、昭和 31 年 3 月に高校を卒業後、父が経営する A 社に入社し、平成 4 年 8 月 21 日に退職するまで継続して勤務していた。

入社してから退職するまで、休んだことも、途中で辞めたことも無いのに、申立期間の加入記録が無いのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、申立ての事業所に勤務していたことは、複数の同僚の供述により推認できる。

しかしながら、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人及び申立人の兄が、昭和 38 年 4 月 26 日に被保険者資格を喪失し、再度、40 年 8 月 3 日に被保険者資格を取得している上、申立人の父については、申立人より 1 年半前の 36 年 8 月 28 日にいったん被保険者資格を喪失した後、申立人兄弟と同じ 40 年 8 月 3 日に、再度、被保険者資格を取得していることから、申立人のみならず、その父及び兄も申立期間に厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

また、申立人、申立人の父及び兄が再度被保険者資格を取得している昭和 40 年 8 月 3 日は、登記簿により、申立ての事業所が株式会社として登記され、当該 3 人がいずれも役員に就任したことが確認できるところ、34 年当時の申立ての事業所の被保険者名簿の事業主欄に記載され、申立人の父と共同経営者であったと推測される当時の事業主も同日に被保険者資格を取得しており、共同経営者であった申立人の父とその親族である申立人及び申立人の兄については、法人設立前である申立期間においては厚生年金保険の被保険者とししない取扱いをしたものと推認される。

さらに、申立期間の加入記録が無いことについて、申立人の兄は、「自分も

弟も、申立期間に辞めたことは無く、厚生年金保険の加入記録が無いことについて、全く原因が分からない。」としており、申立期間当時の事業主、申立人の父及び当時の経理担当者も既に死亡しているため、当時の厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険の保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月30日から同年4月1日まで

私は、昭和23年8月から24年3月末までA社に勤務し、同年4月1日にB社に入社した。

空白無く勤務したはずなのに、資格喪失日が昭和24年3月30日とされているため、同年3月の加入記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、申立ての事業所に継続して勤務していたと申し立てているが、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人は、昭和23年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、24年3月30日に資格を喪失していることが確認できる。

また、申立ての事業所の当時の事業主及び経理担当者は既に死亡している上、当時の同僚のうち連絡の取れた3人に照会したが、申立人が3月末日まで在籍していた事実は確認できない。

さらに、申立ての事業所の被保険者名簿により、申立人と同じ昭和24年に被保険者資格を喪失している同僚が23人確認できるが、月の初日が資格喪失日となっている者は一人のみである上、申立人を記憶する同僚は、「申立人は自分と同じ作業を行っていた。申立ての事業所では、昭和24年初旬ごろに人員整理が行われ、多くの同僚が退社した。」と供述しているとおおり、同年2月11日に16人が資格喪失していることが確認でき、同年3月には申立人を含む3人が資格を喪失しているところ、いずれも資格喪失日は3月下旬の日付となっており、申立人の退職日のみが不自然とまでは言えない。

このほかに、申立人が申立ての事業所に3月末日まで在籍し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及

び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月 31 日から 55 年 2 月 1 日まで
② 昭和 55 年 2 月 1 日から 59 年 12 月 1 日まで

私が経営していたA社が経営不振となった昭和 53 年 10 月ごろ、同じ団地にあったB社の事業主が、C社を設立し、私を含めた社員全員を雇ってくれたので、55 年 1 月まで働いていた。

その後、C社が 55 年 2 月に解散したが、同じ団地にあったD社が、私を含め社員全員を同社で雇ってくれ、59 年 11 月まで勤務していた。

申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のC社での雇用保険の加入記録が昭和 53 年 10 月 16 日から 55 年 1 月 31 日までであることから、申立人は、申立ての事業所で当該期間について勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立てのC社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、同社は既に解散しており、当時の関係資料も残っておらず、代表取締役も死亡していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、申立人が一緒に働いていたとする同僚 9 人のうち 6 人は申立期間に他の事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できる上、申立人が記憶している同僚は、「A社で申立人と一緒に働いていたが、同社が昭和 53 年 10 月 15 日に倒産した後、申立人と一緒にC社で同年 10 月 16 日から 55 年 2 月 4 日まで働いた。しかし、同社は厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」と供述し、別の同僚は「C社で 3 か月ぐらい働いたと思うが、その期間は国民年金に加入し、保険料を納付した。」としている。

2 申立期間②について、申立人が記憶する同僚は、「申立人と一緒に昭和 55 年 2 月 4 日から同年 4 月 15 日まで D 社で勤務していた。その後、55 年 4 月 16 日に申立人の E 社に移った。」と供述していることから、申立人が申立ての事業所に勤務したのは 55 年 2 月から同年 4 月までの期間と推測される。

しかしながら、申立人の D 社における雇用保険の加入記録は無い上、申立期間のうち昭和 55 年 5 月 1 日から 59 年 10 月 1 日については、申立人が代表取締役である E 社での雇用保険の加入記録が確認できる。

また、D 社は既に解散しており、当時の関係資料も残っていないことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない上、前述の同僚は、「D 社で勤務していた期間は、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、D 社の申立期間に係る厚生年金被保険者の健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人の名前も見当たらない。

加えて、申立期間において、D 社で被保険者資格がある 7 人のうち、連絡先が確認できた 5 人に照会したところ、回答のあった 4 人は、いずれも申立人が同社で働いていたことを知らないと回答している。

3 申立人は、申立期間①及び②において、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか覚えておらず、このほかに、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年ごろから平成 2 年 4 月 1 日まで

昭和 50 年ごろ、A社に営業職として入社し、本社で勤務した後、60 年ごろにB社、61 年ごろにA社C支店に勤務した後、62 年ごろから同社D支店の立ち上げに従事し、平成 11 年までD支店長を務めた。また、昭和 61 年には1 か月か2 か月ぐらい系列会社のE社で勤務した。

厚生年金保険の加入記録は、平成 2 年 4 月 1 日資格取得になっており、申立期間が未加入となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の同僚等の供述から、申立人は、申立期間のうち昭和 58 年ごろからA社に勤務していたことは推認できる。

なお、申立期間当時の同社の取締役、同僚等は、申立人がB社に勤務したのは、A社からの出向であり、E社に勤務したのは研修であったと回答していることから、いずれの勤務期間も申立人はA社の社員であったと推察される。

しかしながら、上記の同僚等からは、昭和 58 年ごろ以前における申立人の勤務状況に関する供述を得ることができなかったほか、閉鎖登記簿によると、申立ての事業所は昭和 51 年 4 月 19 日に設立されていることから、申立期間の一部である昭和 50 年ごろは申立ての事業所は存在しない。

また、申立ての事業所の申立期間当時の複数の取締役及び同僚は、「営業職及び支店長は、営業業務委託契約に基づく社員であり、個人事業主扱いとして、申立期間当時は厚生年金保険に加入させておらず、平成 2 年ごろから加入させるようになった。」と供述している。

さらに、申立ての事業所において、厚生年金保険の被保険者記録のある同僚等に照会したところ、営業職として勤務していたと回答した同僚等 5 人の

厚生年金保険の加入状況を見ると、平成2年以前に、営業職（営業業務委託契約又は支店長業務委託契約社員）として勤務していた期間には、厚生年金保険の被保険者記録は無い。

加えて、当時の同僚（総務担当）は、「営業業務委託契約に基づく社員については、平成2年ごろまで厚生年金保険のほか雇用保険にも加入させていなかった。」と供述しているところ、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日は厚生年金保険と同一日の平成2年4月1日であり、申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

その上、申立ての事業所は平成15年1月に解散しており、事業主は所在不明のため事情聴取できない上、照会した当時の取締役4人のうち回答のあった2人は、当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における保険料控除の実態は不明であると回答している。

このほか、申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 7 月 18 日から 7 年 2 月 1 日まで
② 平成 10 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、何回か転職したが、再就職先が決まってから転職していた。

申立期間①は、A社に、申立期間②は、B社に勤務し、両社とも、勤務当初から厚生年金保険料が給与から控除されていたのを覚えているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間①について、申立ての事業所に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が申立ての事業所において雇用保険の被保険者となった日は、厚生年金保険の資格取得日と同じ平成 7 年 2 月 1 日であり、申立期間に係る加入記録は無く、申立期間における在籍は確認できない。

また、申立ての事業所の事業主は、「申立人は、販売店の店長から依頼され、アルバイトとして当社に採用した。このことは、申立人も承知していると思う。当社は、特殊技術が必要なので、申立人は、当時、先輩職員に帯同して荷物運びなどをしていた。申立人のアルバイト期間中は、厚生年金保険料は控除していない。」としているところ、当該販売店の店長も、申立人が一時期、当社で働いたことを認めている上、申立人と一緒に仕事をしたとする申立ての事業所の同僚は、「申立人は、最初はアルバイトで入社したと聞いた。入社時期や保険料控除については分からない。」としている。

さらに、申立ての事業所の社会保険事務を受託している社会保険労務士事務所は、「申立人の厚生年金保険の資格所得日は平成 7 年 2 月 1 日であり、それ以前は正規社員でなかったと聞いている。正規社員の賃金台帳は保管しているが、申立人の申立期間当時のものは無い。」と回答している。

加えて、申立ての事業所に係るオンライン記録でも、申立人の資格取得

日は平成7年2月1日と記録されており、当該資格取得日より以前に資格取得した者の健康保険番号に欠番は無い上、申立人の名前も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立ての事業所の事業主は、「申立期間に、申立人は当社で勤務していた。」と証言していることから、申立人が当該期間において、申立ての事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人は申立ての事業所で平成10年12月1日に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる上、申立ての事業所の事業主は、「社会保険事務所（当時）に当社の健康保険厚生年金保険新規適用届を提出する際、本人が社会保険には加入しないと言ったので、申立人の資格取得の届出はしなかった。申立期間に厚生年金保険の加入記録が無いのは本人の意思によるものであり、社会保険に加入していない者から保険料は控除していない。」としている。

また、申立期間において申立ての事業所で資格取得している被保険者は、事業主のみであるため、申立期間当時の状況を聴取できる同僚は見当たらないが、平成13年ごろに申立ての事業所に勤務したとする同僚は、「申立人は知っているが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。自分も2年ぐらい勤めたが、厚生年金保険には加入していなかった。当該事業所は、社長が思いどおりに事務をしており、従業員全員が入社日から厚生年金保険に加入していたとは限らない。」と説明している。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月 ごろから同年 10 月 ごろまで

私は、公共職業安定所の求人を見て、A社に応募し採用され、2か月間勤務した。

当時の上司や同僚の名前は覚えていないが、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得いかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、申立ての事業所に継続して勤務していたと申し立てているが、同事業所における雇用保険の加入記録は無い上、申立期間に同事業所で厚生年金保険の加入記録がある被保険者7人に照会したが、申立人を記憶している者はいないため、申立人の申立期間に係る勤務実態について、確認することができない。

また、申立ての事業所では、「当時は、新規学卒者については入社と同時に社会保険に加入させていたが、中途採用者については、3か月の試用期間を設けており、継続勤務できると判断した者を社会保険に加入させていた。」としている上、当時の関係資料は廃棄されているため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における資格取得者の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の同原票も確認できない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1610

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月から24年3月まで

私は、昭和22年1月ごろにA社B事業所（現在は、C社）に入社し、24年3月まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録のある同僚に照会した結果、回答のあった二人のうち一人が申立人を知っており、「申立人は昭和22年の初めごろに入社した。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚9人は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険被保険者記録が確認できるため、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人を知っていると回答している同僚は、申立人の勤務期間について覚えておらず、このほかに申立人の勤務期間について確認できる資料等も無いため、申立事業所における申立人の勤務期間を確認することができない。

また、当該同僚は、「申立人とは別の女性事務員もいた。」と回答しているところ、申立事業所に係る被保険者名簿に女性の名前は確認できない。

さらに、C社は、「申立期間について、申立人の資格取得、資格喪失及び報酬月額に関する届出の有無並びに保険料の納付の有無については、在籍確認ができないため不明」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで
私は、平成7年4月3日から12年3月31日までA事業所で勤務しており、9年3月も31日まで同事業所で勤務し、保険料も控除されていると記憶しているが、同年3月の厚生年金保険被保険者の記録が漏れている。

第3 委員会の判断の理由

B団体が発行した申立人に係る履歴書により、申立人が臨時職員として平成7年4月3日から12年3月31日まで、採用と採用の更新を交互に繰り返してA事業所に勤務していたことが確認できる。また、当該履歴書及び同事業所が保管する申立人に係る人事異動通知書から、申立人は、8年10月1日付けで「B団体の臨時採用を更新する（期間は平成9年3月31日までとする）」とされていることが確認できる。

しかしながら、同事業所が保管する申立人の辞職願から、申立人は、平成9年3月17日にB団体に対し、同年3月30日付けで辞職したい旨を届け出ていること、及び同団体の履歴書に「平成9年3月30日に辞職を承認する」とされていることから、申立人は、同年3月31日においてはA事業所に在籍していないことが確認できる。

また、A事業所は、確認できる資料は無いが申立人の平成9年3月分の厚生年金保険料は給与から控除していないとしている上、仮に申立期間に係る給与から厚生年金保険料の控除が認められた場合であっても、厚生年金保険法第19条第1項により、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされ、同法第14条第2号により、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、同年3月31日であり、申立人の主張する同年3月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月20日から45年2月20日まで
私は、昭和44年10月20日から45年2月20日までA社で勤務し、B社で業務に従事していた。
しかし、オンライン記録では申立期間の記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、申立事業所に継続して勤務していたと申し立てているが、申立人の申立事業所に係る雇用保険の記録は無く、申立事業所も「当社が保管する従業員名簿に申立人の名前は無く、在籍事実はない。」と回答している。

また、申立人は申立事業所における同僚の名前を記憶していないため、申立事業所において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録がある同僚に照会したところ、回答があった5人全員が、「申立人を知らない。」としており、申立人の申立事業所における勤務実態について確認できない。

さらに、申立事業所は、「申立期間当時、入社後、正社員登用（厚生年金保険の加入）まで約8か月くらい要していた。」としており、入社後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人は、申立事業所を退職した理由について、「同僚が仕事で負傷した際、健康保険に加入していなかったため、全額自費で払ったとの話を聞き、自分も事故にあったらいけないと思い退社した。」としていることから、申立人は健康保険及び厚生年金保険の被保険者となっていなかった可能性が高いと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月から20年8月15日まで

私の夫は、A校に在学中の昭和17年6月ごろから終戦までの間、B社C工場又は同社D工場で勤労働員学徒として勤務していたと聞いていたが、厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A校が保管する生徒原簿から昭和19年度においては3年生と認められるところ、同校の沿革史によると、同校は、昭和19年6月18日に学徒動員第二陣として、当時の3年生全員がB社D工場に出動したことが記載されており、申立人が同社D工場に勤労働員学徒として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該沿革史によると、同校は、昭和19年5月1日に学徒動員第一陣を出動させたことが記載されていることから、申立期間のうち17年6月から19年4月までは学徒動員の実績は無い上、申立人の妻が挙げたB社C工場への出動は確認できない。

また、B社C工場及び同社D工場に係る厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳においても申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、B社は、同社のC工場及びD工場における申立人の在籍記録は確認できず、勤労働員学徒に関する資料も残っていないと回答している。

なお、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）に明文化されている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 ごろから 53 年 まで

私は、18 歳になった昭和 51 年 * 月 ごろから 2 年間 ぐらい、A 社で正社員として働いていたが、厚生年金保険の加入記録が全く無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社において厚生年金保険の加入記録がある同僚に照会し、回答のあった同僚二人及び事業主の妻が申立人を覚えていることから、申立人が申立事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所は、昭和 51 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、上記同僚二人は、「時期は覚えていないが、事業主から厚生年金保険をやめたとの話があった。」とし、そのうちの一人は、「事業主から話があった後は、給与の手取額が増え、厚生年金保険料は控除されていなかった。」としている。

さらに、上記同僚の一人は、「申立事業所では、入社して 3 か月 ぐらいを試用期間として厚生年金保険に加入させていなかった。」としていることから、申立人は、昭和 51 年 * 月 ごろの入社時点では厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月ごろから 49 年 6 月ごろまで
② 昭和 53 年 12 月ごろから 55 年 3 月ごろまで
③ 昭和 55 年 6 月ごろから 56 年 9 月ごろまで

私は、申立期間①については、昭和 48 年 10 月ごろにA社に入社し、49年6月ごろまで勤務した。

申立期間②については、昭和 53 年 12 月ごろにB社に入社し、55年3月ごろまで勤務した。同社には、私の夫も一緒に勤務していた。

申立期間③については、C社は、B社に勤務していたときの上司が独立し起業した会社であり、元上司に誘われて昭和 55 年 6 月ごろに入社し、56年9月ごろまで勤務した。

申立期間①、②及び③について給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであるにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無く未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、D市E区にあったA社に勤務したと申し立てているところ、オンライン記録では、同社は、適用事業所として記録されておらず、商業登記簿によっても、その存在を確認することはできない。

また、申立期間①に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は無く、申立人自身もA社の事業主及び同僚等の氏名を覚えていないとしていることから、申立人の申立期間①における勤務実態等について確認することはできない。

2 申立期間②について、申立人が勤務したとするB社は、商業登記簿により昭和 51 年 6 月 25 日に設立されたことが確認でき、オンライン記録により、53年3月1日に社会保険の適用事業所となっていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「昭和 53 年 12 月ごろB社に入社した。従業員は 30 人ぐらいで、その後、増えていった。」と主張しているところ、i) B

社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が適用事業所となった昭和 53 年 3 月 1 日に 151 人が被保険者の資格を取得していること、
ii) 同僚調査により、申立人を覚えている者が二人確認できたが、そのうちの一人は、「申立人が入社したのは、自分が入社した昭和 52 年 2 月ごろと同じ時期だと思う。」とし、他の一人は、「自分が昭和 52 年 3 月に入社したときには、申立人は既に勤務していた。」としていることから、申立人が主張する入社時期及び社員数と符合しない。また、申立人は、同社がD市F区G町に移転した後、体調を崩し、すぐ同社を退社したと主張しているところ、53 年 1 月ごろに同社に入社したとする同僚は、「自分が入社した時点では、同社はD市F区G町にあった。」としていることから、少なくとも同年 1 月ごろには、同社はD市F区G町に移転していたことが推認できることから、申立人は、52 年 2 月ごろに同社に入社し、同社が適用事業所となる 53 年 3 月 1 日時点では既に退社していたことがうかがえる上、申立人の同社に係る雇用保険の被保険者記録は無いことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態について、確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険新規適用届（昭和 53 年 3 月 1 日付け）を提出したとする同僚は、「B社の新規適用手続を行った際に、同社の正社員全員と外勤営業職で希望する者について社会保険及び雇用保険に加入させた。適用事業所となるまでは、給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」としているところ、同社の被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、その夫も同時期にB社に勤務していたと主張しているが、夫からは具体的な勤務開始時期及び勤務期間等について回答を得ることはできず、夫のオンライン記録を見ても、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い上、申立人及びその夫は、申立期間②を含む昭和 53 年 7 月から 57 年 1 月まで国民年金に加入し、保険料の申請免除期間と記録されていることがオンライン記録により確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人は、申立期間②において勤務していたB社の部長であったH氏が設立したC社に勤務したと主張しているところ、申立期間②における同僚は、「B社の取締役であったH氏が同社を退職後、C社を設立したことを覚えている。」としていることから、同社が存在したことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、同社は適用事業所として記録されていない上、商業登記簿によってもその存在を確認することはできない。

また、申立人のC社に係る雇用保険の被保険者記録は無く、B社の取締役であったH氏の連絡先は不明である上、申立人は、H氏以外の同僚を覚えていないことから、申立人の申立期間③におけるC社での勤務実態を確認することができない。

さらに、オンライン記録により、上記のH氏のC社に係る厚生年金保険加入記録は無いことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間③においても、申立期間②と同じく国民年金に加入し、保険料の申請免除期間となっていることが確認できる。

4 このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 31 日から同年 10 月 1 日まで
私は、昭和 51 年 12 月 1 日から 63 年 5 月 26 日まで A 社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたが、申立期間が未加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録がある者及び申立人が名前を挙げた同僚に照会した結果、11 人から回答があり、申立人を知っているのは 9 人であるところ、そのうち 6 人は「申立人がいったん退社し、再入社したということはなかった。」とし、そのうち 1 人は、「申立人は、ずっと申立事業所の社宅に住んでいた。」としていることから、申立人が申立期間に申立事業所に在籍していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人の雇用保険の加入記録を見ると、申立事業所において、昭和 51 年 12 月 1 日に加入し、54 年 3 月 31 日に離職し、その後、同年 10 月 1 日に再度加入していることが確認でき、申立期間のうち同年 3 月 31 日を除いて加入記録は無い。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 54 年 3 月 31 日の被保険者資格の喪失に伴い、健康保険被保険者証を社会保険事務所（当時）に返納している記録が確認できるところ、申立人は、「昭和 54 年秋ごろ（9 月から 11 月ごろ）に病院に行くのに被保険者証をもらおうとしたが、作られていなかった。」としていることから、申立期間において健康保険に加入していなかったことがうかがわれる。

さらに、昭和 54 年 3 月については、申立事業所の当時の社会保険事務担当者は、「よく覚えていないが、給与は勤務日数に応じて支給する日給制であったため、月の途中で仕事を休むような場合、給与支給額が少ないのに厚生年金保険の被保険者資格があると 1 か月分の厚生年金保険料が控除されるので、被

保険者資格の月末喪失という措置を採っていたのでないかと思う。その場合、保険料は控除していなかった。」と回答していること、申立人の健康保険の給付状況をみると、54年3月12日までの期間に係る出産手当金が給付されていること、及び申立人も同年3月は勤務していなかったとしていることから、同年3月分の保険料は控除されていなかったことがうかがえる。

加えて、申立事業所は、申立人が職場に復帰したとする昭和54年4月から同年9月までの給与簿等を保存していない上、申立人も給与明細書等を所持しておらず、保険料控除に係る同僚の供述も得られないことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 6 日から 37 年 3 月 10 日まで

私は、昭和 32 年 2 月 6 日から 37 年 3 月 10 日まで A 社に勤務した。当該期間の厚生年金保険加入記録を確認したところ、脱退手当金を受け取っていたことになっている。

しかし、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 37 年 7 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、上記の被保険者名簿に「脱」の表示が確認できる同僚で、照会に回答のあった 3 人のうち 2 人は、「申立事業所を退職する際に、事務担当者から脱退手当金の受給について説明を受け、会社に代理請求してもらった。」「申立事業所を退職後、同社から脱退手当金の請求の希望を確認され、会社が代理請求し、脱退手当金を受給した。」としていることなどを踏まえると、事業主が代理請求した可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 12 月 8 日から 27 年 12 月 28 日まで
② 昭和 28 年 9 月 1 日から 30 年 7 月 9 日まで

私は、昭和 22 年 12 月から 30 年 7 月まで A 社に勤務していたが、商売を始めるために退職し、B 社を設立した。

退職時には、退職金や一時金等は受けていないにもかかわらず、脱退手当金が支給された記録があることについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、支給請求時以前のすべての厚生年金保険の被保険者期間は、その計算の基礎とされるものであるが、申立人の場合、申立期間前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされていない。

しかしながら、申立期間前の申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、脱退手当金が支給された申立事業所に係る記号番号とは別番号であり、社会保険事務所（当時）は、申立期間前の当該被保険者記号番号を把握できなかったものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給年月日及び支給額等が記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 30 年 8 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和 39 年 5 月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立事業所は、申立期間当時の関連資料は無いため脱退手当金の取

扱状況は不明としていることから、申立期間当時の脱退手当金の取扱状況を確認できない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月1日から22年3月20日まで
② 昭和25年6月1日から26年9月1日まで

私は、A社に昭和21年7月1日から22年3月20日まで勤務し、その後、B事業所に25年6月1日から26年9月1日まで勤務し、それぞれ厚生年金保険に加入していたが、平成19年8月に社会保険事務所（当時）の年金記録の期間照会の回答を見て、当該2社に係る脱退手当金を受け取ったことになっていることを初めて知った。

私は、脱退手当金を請求したことはなく、受け取ったこともないので、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和26年12月22日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できず、申立期間②の事業所を退職後に年金に加入したのは、約10年後の昭和36年4月であることから、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。